

一般名処方加算に関する掲示

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院薬局までご相談ください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

患者様へのお知らせ

下肢末梢動脈疾患において、
下肢の血流を適切に評価しABI
検査(下肢の血流検査)0.7以下
の患者様においては岸和田徳
洲会病院へご紹介させていただきます。



玉井病院

入退院支援に関する事項

令和8年6月1日

当院では、入退院支援及び地域連携を担う部門を設置し、当該部門に十分な経験を有する社会福祉士・看護師を配置し入退院支援等を行うにつき十分な体制を整えています。

入院早期から多職種と、地域の医療機関や介護サービス事業者等が連携し、退院後も住み慣れた地域で療養や生活が速やかに行えるよう支援しています。

入退院支援部門に配置されている職員			
社会福祉士	狩野由美	看護師	松川 富美子

病棟に配置されている職員		
2 階・一般病棟	社会福祉士	四方裕一郎
3 階・療養病棟		

玉井病院

口腔管理連携加算

■ 口腔管理連携加算とは

入院患者の口腔状態を評価・管理することで、誤嚥性肺炎や術後感染症などの合併症リスクを低減するための取り組みです。
当院では、連携歯科医院と協力して入院中の口腔ケアを積極的に推進しています。

対 象

入院患者様で
口腔管理が必要と
判断された方

算定期間

入院中に口腔
管理を実施した
場合に算定

連携医院

ねごろ歯科医院
と連携して
対応いたします

■ 口腔管理の流れ

①

入院患者様の口腔
状態を医師が評価

②

必要に応じて
ねごろ歯科医院と
連携

③

歯科医による
口腔評価・管理

④

口腔ケアを継続し
合併症を予防

連携歯科医院

ねごろ歯科医院 と連携し、入院患者様の口腔管理を実施しております。

地域支援・医薬品供給対応体制加算に関する掲示

当院では厚生労働省の後発医薬品促進の方針に従い、後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。

後発医薬品の採用にあたり、品質・有効性・安全性を有するか、安定供給が補償されているかなどを、院内で十分に検討した上で採用しています。仮に、供給が不足した場合には治療計画等の見直しを行う等、適切に対応いたします。

後発医薬品への変更について、ご理解・ご協力をお願いいたします。また、医薬品の供給状況によっては投与する薬剤を変更する場合がございます。変更にあたって、ご不明な点やご心配なことなどがありましたら当院薬剤師までご相談ください。

ご理解・ご協力の程よろしくをお願いいたします。

玉井病院

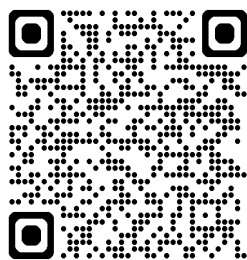
先発医薬品を希望した場合の 自己負担の仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方希望される場合は、
特別の料金をお支払いいただきます。
- 特別の料金は、令和 8 年 6 月から、先発医薬品
と後発医薬品の価格差の 2 分の 1 相当です。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の 2 分の 1 相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします



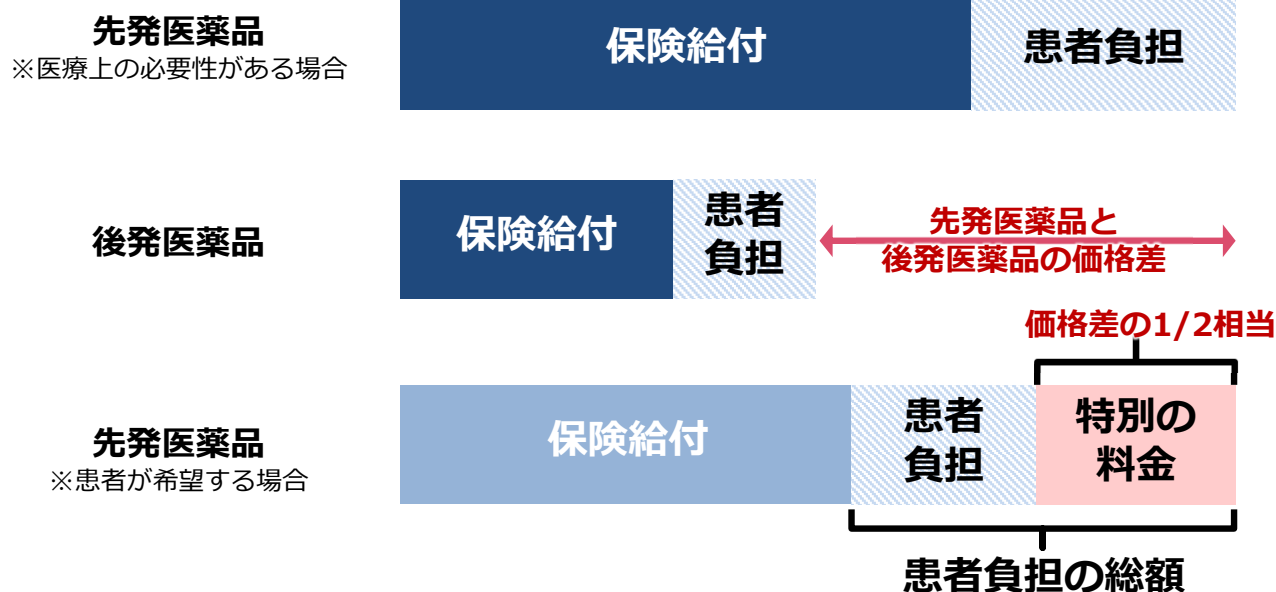
厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

特別の料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当を特別の料金としてお支払いいただきます。

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の2分の1である20円を、通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。



※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。

※端数処理の関係などで特別の料金が2分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。

※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。

※薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

Q&A

Q1. すべての先発医薬品が「特別の料金」を支払う対象となりますか。

A. いわゆる長期収載品（ちょうきしゅうさいひん）と呼ばれる、同じ成分の後発医薬品がある先発医薬品が対象となります。

Q2. なぜ「特別の料金」を支払わなくてはいけないのですか。

A. みなさまの保険料や税金でまかなわれる医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は、価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることとなりました。令和8年6月から、後発医薬品の更なる使用促進に向けて、「特別の料金」を先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当とします。これにより、医療機関・薬局の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いします。

Q3. どのような場合に「特別の料金」を支払うことになりますか。

A. 例えば、“使用感”や“味”など、お薬の有効性に関係のない理由で先発医薬品を希望する場合に「特別の料金」をご負担いただきます。過去に当該後発医薬品において副作用が出たことがある場合等は、医師、歯科医師、薬剤師等にご相談ください。

Q4. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には「特別の料金」が発生しますか。

A. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には、「特別の料金」を支払う必要はありません。

患者様・ご利用者様へ

当院は「かかりつけ医」として次のような取り組みを行っています

○健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。必要に応じ、専門の医師・医療機関をご紹介します。

○介護・保健・福祉サービスの利用に関するご相談に応じます。

○夜間・休日の問い合わせへの対応を行っています。

（相談内容・時刻によっては、即日に回答できない場合がございます）

○他の医療機関の受診状況及び処方されているお薬を把握し、必要なお薬の管理を行います。

※厚生労働省や都道府県のホームページにある「医療機能情報提供制度」のページで、かかりつけ医機能を有する医療機関等の地域の医療機関が検索できます。



玉井病院



医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に

掲げる手術に関する実施件数

実施期間: 2025年1月1日～12月31日

・区分1に分類される手術

件数

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0件
イ	黄斑下手術等	0件
ウ	鼓室形成手術等	0件
エ	肺悪性腫瘍手術等	0件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0件

・区分2に分類される手術

件数

ア	靱帯断裂形成手術等	10件
イ	水頭症手術等	0件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0件
エ	尿道形成手術等	0件
オ	角膜移植術	0件
カ	肝切除術等	0件
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0件

・区分3に分類される手術

件数

ア	上顎骨形成術等	0件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0件
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0件
エ	母指化手術等	0件
オ	内反足手術等	0件
カ	食道切除再建術等	0件
キ	同種死体腎移植術等	0件

・区分4に分類される手術の件数

0件

・その他の区分に分類される手術

件数

人工関節置換術	105件
乳児外科施設基準対象手術	0件
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0件
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	0件
経皮的冠動脈形成術	0件
急性心筋梗塞に対するもの	0件
不安定狭心症に対するもの	0件
その他のもの	0件
経皮的冠動脈粥腫切除術	0件
経皮的冠動脈ステント留置術	0件
急性心筋梗塞に対するもの	0件
不安定狭心症に対するもの	0件
その他のもの	0件



とっても
簡単!

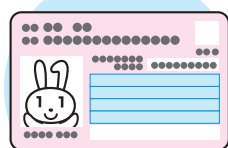
マイナンバーカード

1

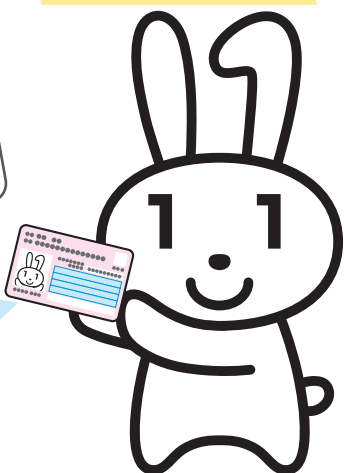


受付

マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。



マイナンバーカード



2



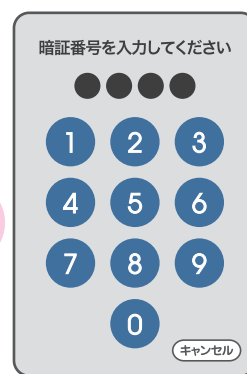
本人確認

顔認証または
4桁の暗証番号を入力してください。

顔認証



暗証番号



or

3



同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

過去の情報を
利用いたします

過去の手術以外の診療・お薬情報
を当機関に提供することに同意し
ますか。
この情報はあなたの診察や健康管
理のために使用します。

同意しない

同意する

(40歳以上対象)
過去の情報を
利用いたします

過去の健康情報を当機関に提供す
ることに同意しますか。
この情報はあなたの診察や健康管
理のために使用します。

同意しない・40歳未満

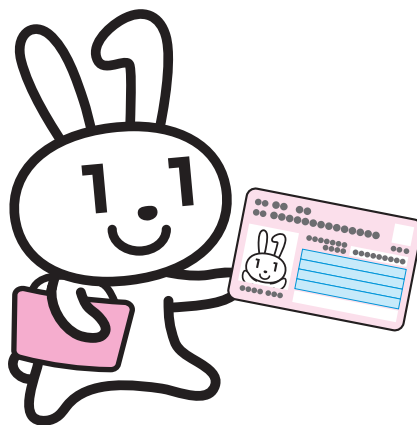
同意する

4



受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに!

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。

電子的診療情報連携体制整備加算 に係る掲示

当院では、電子的診療情報連携体制整備加算に係る施設基準に基づき、以下の体制を整備しています。

- ・ オンライン請求を行っています。
- ・ 算定した診療報酬の区分・項目の名称およびその点数または金額を記載した詳細な明細書を、患者様に無料で交付しています。
- ・ オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- ・ オンライン資格確認システムにより取得した診療情報を、診察室等で閲覧または活用できる体制を有しております。
- ・ 医療DX推進の体制に関する事項および情報の取得・活用等について、院内の見やすい場所に掲示し、当院ホームページにも掲載しています。
- ・ 診療報酬明細書の無料交付について、院内の見やすい場所に掲示し、当院ホームページにも掲載しています。

当院では、オンライン資格確認を行う体制を整えており、受診する患者様の受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用することで質の高い医療提供に努めております。

玉井病院



身体的拘束最小化に関する当院の方針と取り組みについて

医療法人泉南玉井会 玉井病院 — 患者さまの尊厳と安全を守るために

玉井病院は、患者さま一人ひとりの尊厳と人権を尊重し、安全・安心な医療を提供するため、緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体的拘束を行いません。安易に「仕方がない」と判断せず、行動の背景にある痛み・不安・生活習慣などを多職種で確認し、拘束によらないケアを病院全体で追求します。

身体的拘束最小化のための主な取り組み

① 身体的拘束最小化チーム 医師・看護師・薬剤師・リハ・事務で構成し、病棟ラウンドで解除・代替方法を検討します。	② 毎日カンファレンス 病棟カンファレンスで毎日状態を確認し、必要性がなくなれば速やかに解除します。
③ 多職種による検討 各専門職の立場から環境調整・見守り方法・器具の工夫など代替案を検討します。	④ 見守り機器の適正使用 離床センサー・見守りカメラは安全確保が目的の一時使用に限り、目的を明確化し記録します。
⑤ 薬剤の適正使用 抑制目的での安易な鎮静薬使用は行わず、医師・看護師・薬剤師で必要性和適正量を検討します。	⑥ 職員研修（年 2 回以上） 身体的拘束の弊害と代替方法について全職員が学び、尊厳を守る意識を共有します。

やむを得ず身体的拘束を行う場合（3 要件）

やむを得ず身体的拘束を行う場合は、次の 3 要件を全て満たすときに限り、複数職員で協議のうえ医師の指示により必要最小限で実施します。		
切迫性 生命・身体・権利の危険が著しく高い	非代替性 拘束以外に代わる方法がない	一時性 拘束が一時的なものである
実施にあたっては患者さま・ご家族へ丁寧に説明し同意を得て、十分な観察のもと早期解除を目指します。		

身体的拘束実施率（直近 3 か月・定期公表）

項目（公表対象期間：2026 年 4 月～6 月）	実績
対象入院料の延べ算定日数	923 日
うち身体的拘束を実施した日数	19 日
身体的拘束実施率	2.06%

患者さま・ご家族の皆さまへ：ご自宅での様子や落ち着かれる関わり方など、拘束に頼らないケアの手がかりを職員へお聞かせください。ご不明な点はいつでもお申し出ください。